

平谷村漁業協同組合内共第 15 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、平谷村漁業協同組合が免許を受けた、内共第 1 6 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あまご（地方名 あめのうお・たなびら）及びいわなをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に口頭で申請してその承認を受けなければならない。

2. 組合は、前項の規定による申請があったときは、第 11 条に規定する場合を除き、前項の承認をするものとする。

3. 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに第 7 条第 1 項に規定する遊漁料を同条第 2 項又は第 3 項の方法により納付しなければならない。

(漁具漁法の制限)

第 3 条 遊漁は、ア欄に掲げる漁法により、イ欄の統数又は規模の範囲内でなければならない。

ア. 漁 具 漁 法	イ. 統 数 又 は 規 模
竿 釣	1 人 1 本
捨 針	1 人 5 0 本以内

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行なければならない。

ア. 魚 種	イ. 期 間
あまご（地方名 あめのうお・たなびら）	4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで
いわな	

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア. 区 域	イ. 期 間
平谷川、柳川合流点から平谷大橋までの区間の本支流	周 年

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

ア. 魚 種	イ. 大 き さ
あまご (地方名 あめのうお・たなびら) いわな	全長15センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第3項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

(1) 竿釣、捨針による遊漁の場合。

魚 種	承認期間	遊 漁 料
あまご (あめのうお・たなびら) いわな	1日	800円
	1年	4,000円

(2) 前号の規定にかかわらず次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

区 分	遊 漁 料
小 学 生 以 下	無 料
中学生及び身体障害者	前号に規定する額の2分の1に相当する額

2. 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁をする場所において漁場監視員にすることができる。

- (1) 平谷村 西 町 杉本屋旅館
- (2) 平谷村 西 町 丸屋旅館
- (3) 平谷村 中 平 ドライブイン・民宿華
- (4) 平谷村 中 平 平谷村商工会
- (5) 平谷村 入 川 塚田長一
- (6) 平谷村 中 平 平谷村漁業協同組合事務局

(7) 前各号に掲げる場所のほか、組合が指定し公示した場所。

3. 前項の規定にかかわらず、竿釣、捨針による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインサービスにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域

- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2. 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインサービス又は漁場監視員において行うものとする。

3. 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3. 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことがある。

2. 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する処置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合その者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は令和 6年 1月 1日より施行する。(行政庁の認可日 令和5年12月 1日)